

## 施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準

平成十八年十二月二十八日経済産業省告示第三百七十一号  
(一部改正: 令和六年三月五日経済産業省告示第二十二号)

### 一 競走路

- (一) 平行する二つの直線部及び相対する二つの最小半径曲線部からなる線（以下「測定線」という。）を基準線とする周回競走路（以下「競走路」という。）を設けてあること。
- (二) 競走路の曲線部の基準線の曲率半径は、五十メートル以上であること。
- (三) 競走路の距離は、測定線上において一周五百メートル以上であること。
- (四) 競走路は測定線の外側にあって、その幅員は、曲線部の基準線を二分する箇所から競走車の進行方向に測定して基準線の四分の一を経過する箇所までの部分の競走路にあっては二十八メートル以上、その他の部分の競走路にあっては二十五メートル以上であること。
- (五) 競走路の内側には二メートル以上の幅員を有する回避地帯（以下「内部回避地帯」という。）、外側には八メートル以上の幅員（用地が取得できないこと等のため、八メートル以上の幅員を有する回避地帯を設けることが困難な場合であって、選手のさくとの衝突事故を防止するため緩衝物を設けたときは、緩衝物の性能に応じ適當な幅員）を有する回避地帯（以下「外部回避地帯」という。）を有すること。
- (六) 競走路及び回避地帯には、適度の傾斜があること。
- (七) 競走路及び回避地帯の路面は、アスファルトで舗装され、競走を公正かつ安全に行うため必要な硬度及び強度を有し、平たんで、き裂又ははく離がなく、かつ、均質なものであること。
- (八) 内部回避地帯の内側には、堅ろうな有がい排水設備を設けてあること。
- (九) 外部回避地帯の外側に、競走の障害の防止並びに選手及び観客の安全の確保を図るための十分な措置を講じてあること。さくを設ける場合にあっては、その構造及び素材は、観客がレースを観る際の妨げにならないものであること。また、ポリカーボネイト等の板を用いる場合にあっては、透明性の低下、音の伝達の阻害等が生じないもので

あること。

## 二 開催本部

開催本部は、観客から隔離され、かつ、競走の実施を監督し、又は指揮するのに適当な場所に位置し、観客の動静を把握できる装置を備えていること。この場合においては、開催本部は開催執務委員長室、競技委員長室及び警備本部を含むものとする。

## 三 審判施設等

(一) 審判施設等は、観客から隔離され、かつ、審判業務が円滑に実施することができる場所に位置する決勝審判室、走路審判所、審判員控室並びに発走合図システム装置及びその他審判に必要な設備とする。

(二) 決勝審判室は、競走の審判に必要なビデオ設備及び写真判定設備を有し、外部回避地帯の外側であって決勝線の延長線上にある競走路全域をふかんできる箇所に設けてあること。

ただし、施設の改修その他やむを得ない理由が長期間継続することにより決勝線の延長線上にある競走路全域をふかんできる箇所に決勝審判室を設けることが困難な場合には、当該箇所に決勝審判室を設けることが困難な期間に限り、発走線の延長線上から決勝線の延長線上までの間にある競走路全域をふかんできる箇所に決勝審判室を設けることができるものとする。

(三) 走路審判所は、競走の審判に適当な箇所に六箇所以上設けてあること。なお、床面の高さは、一・三メートル以上の高さを有するものであること。

(四) 審判員控室は、審判員の数に応じ審判業務遂行上支障のない適当な広さと設備を有し、決勝審判員控室は決勝審判室に、走路審判員控室は競走路に、発走員控室は発走線に、周回通告員控室は決勝線に、それぞれ近接した場所にあること。

(五) その他審判に必要な施設は、次のとおりとする。

イ 競走状況監視装置

ロ 決勝写真の撮影に必要な照明設備

ハ 審判員相互間の同時通話設備

ニ 周回通告表示装置（残余の周回数を電光掲示する装置とし、決勝線に近接する選手及び観客が視認しやすい位置に設置すること。）

ホ 周回確認灯（四眼式黄色点滅灯とし、第三コーナーから第四コーナーにかけて競走路の内側内線よりおおむね三メートルの位置に約五メートルの間隔で十箇所以上設置すること。）

#### 四 選手管理施設等

(一) 観客から完全に隔離された場所に、競走に参加する選手に係る業務に必要な広さと設備を有する次の施設を設けてあること。

イ 管理事務室（選手の控室に隣接する位置に設置すること。）

ロ 番組編成室

ハ 賞金、手当、旅費等の支給室

ニ 検車事務室並びに競走車の検査場（一回に出走すべき競走車の同時検査及び検査済の競走車の出場までの保管に十分な面積を有するものであること。）、修理場（修理用機械器具の設置、使用に十分な面積を有するものであること。）、保管場（壁又は金網により小室に区分され、各小室は施錠ができることとし、その前には競走車の整備に必要な広場が設けてあること。）及び燃料庫（いずれも耐火構造であること。）並びに競走車の試走路（平行する二つの直線部を有するものであり、その路面は舗装されていること。）。

ホ 医務室（選手の身体検査及び応急手当を行うに必要な広さと設備を有し、かつ、搬出入が容易にできる場所及び構造であって寝台二台以上を設けてあること。）

ヘ 選手の控室（選手の数に応じた適当な広さを有する衛生的な部屋であって、選手が十分に休養できるものであること。）

ト 出走すべき選手の控室（当該競走に出場すべき選手の控室を発走線に近接した場所に設置し、次の競走に出走すべき選手の控室を競走路の出場口に近接した場所に設置すること。）

チ 選手宿舎

リ 選手のための食堂、売店、洗面所及びトイレ

ヌ 選手の観覧席又は観覧用設備

(二) 選手の競走路への出場口及び出場路並びに競走路からの退場口及び退場路は、観客から完全に遮断されたものであること。

#### 五 勝車投票券の発売等の用に供する施設等

- (一) 勝車投票券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適當な間隔を有すること。
- (二) 勝車投票券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないよう十分な広さを有すること。
- (三) 勝車投票券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

## 六 観客の用に供する施設等

- (一) 冷暖房を有し、椅子席を備えた、適當な数の観客席を設けること。
- (二) 観客の見やすい場所に確定出場選手、勝車投票券の発売金額、勝車及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。
- (三) 観客の用に供するため、適當な数及び広さの次の施設又はその機能を有した設備を、利用しやすい場所に設けてあること。

イ インフォメーションコーナー

ロ 初心者ガイダンスコーナー

ハ お客様相談所

ニ 荷物預り所

ホ 救護所

ヘ 飲食・休憩スペース（飲食店を設置する場合は食品取扱設備、洗浄設備、給水設備及び残物等処理設備を備えていること。）

ト 売店

チ トイレ

リ 駐車場等（駐車場等は、競走場周辺の道路交通等に支障を及ぼすことのないよう入場者の自動車等を収容するに十分な広さであること。自ら設置することが困難である場合には、競走開催期間中については他の駐車場等所有者等との契約により十分な広さの駐車場等を確保すること。）

## 七 その他開催に必要な施設等

- (一) 報道関係者室を設けてあること。
- (二) テレビ実況室を設けてあること。

(三) 場内の主要施設間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。

(四) 放送設備を次の場所に設けてあること。

イ 開催本部

ロ 決勝審判室

ハ 主たる勝車投票券発売所及び払戻金交付所

ニ その他必要な場所

(五) 電気設備は、競走を支障なく運営するために必要十分な容量を有するものとし、かつ、停電時において決勝判定写真の撮影、場内放送、投票業務及び払戻業務等が支障なく行える補助電気設備を設けてあること。

(六) 勝車投票券の発売等の用に供する施設相互間の通路は、有がいであること。

(七) 警察官詰所及び場内取締員控所を設けてあること。

## 附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。